

不利益処分の処分基準

処 分 名		幼稚園施設の目的外使用の許可の取消し及び使用の停止		
根拠法令及び条項		学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	①多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 37 号）第 8 条第 3 項 ②多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 62 年教育委員会規則第 9 号）		
	基 準	次に該当する場合に、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることとする。 ・ 条例施行規則第 21 条第 2 項に定める使用許可することができない要件に該当するとき ・ 同条第 3 項により付した条件に違反したとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				